平成２８年（フ）第８３９号
東京都練馬区大泉学園町８丁目36番24号　メゾンぱる103、申立時の住所千葉県船橋市駿河台１丁目23番21号　ハピネスロッサ106号
債務者　佐藤　佳宥
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４５号
千葉県市原市金剛地526番地
債務者　林　　正男
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６２号
千葉市緑区あすみが丘９丁目１番地60
債務者　三木　幸代
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７７号
千葉県浦安市明海４丁目２番９－706号　望海の街
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９０２号
千葉県市川市大野町３丁目1827番地２（パストラル石井302号）
債務者　板倉　忠雄
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９０７号
千葉県市原市ちはら台南４丁目７番地８　アーバンＴ２－202
債務者　宮﨑勢津子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９２５号
千葉県市川市福栄３丁目15番20号　（福栄第一コーポ202号）
債務者　長野　　健
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３２号
千葉市中央区浜野町951番地　サンプレジオ101号
債務者　本地　亜弥
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９５６号
千葉県八千代市八千代台東３丁目６番15号　八千代コーポ202
債務者　渡辺　仁美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
千葉県長生郡長生村一松戊1509番地２（Ｃ棟）
債務者　野口庸一郎
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
千葉県大網白里市みやこ野１丁目４番地１　アイディーコート大網101号
債務者　鎌田　良彦
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２号
千葉県大網白里市みどりが丘４丁目27番地８　サンリットスクエアＢ202
債務者　秋葉　直子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３９号
岐阜県土岐市下石陶史台１丁目78番地
債務者　稲葉　美穂
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１２９９号
名古屋市中川区新家３丁目3303番地　スウィートベイＡ－２号、従前の住所愛知県津島市鹿伏兎町下春日台11番地10
債務者　川瀬　康彦
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１９号
愛知県津島市藤浪町４丁目34番地１　レクエルド藤浪302号
債務者　三浦　秀樹（旧姓生田）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４６号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目1611番地　マンションフィオーレ101
債務者　皆川　裕子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６号
香川県東かがわ市松原527番地１
債務者　橋本かおり（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係